

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社企業グループでは、株主、債権者、お客様、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの利益に適い、社会的責任を果たすために、企業として経営の透明性、健全性、遵法性を確保し、迅速かつ適切なディスクロージャー及びアカウンタビリティの強化に努め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ムネマサ	3,750,000	30.38
宗政 誠	856,425	6.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	561,700	4.55
ノーザントラストカンパニー エイブイエフシー リフィデリティ ファンズ	418,000	3.38
渋谷 健一	361,000	2.92
アサンテ従業員持株会	355,375	2.87
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	325,000	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	291,000	2.35
宗政 ヨシ	225,000	1.82
宗政 和美	225,000	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
内田 勝巳	他の会社の出身者													
堂垣内 重晴	他の会社の出身者					△								

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 勝巳	○	—	内田氏は、経営に関して豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の事業内容を熟知したうえで、経営全般に対して有益な助言やコーポレート・ガバナンス強化が図れるものと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任し、独立役員に指定するものであります。
堂垣内 重晴	○	堂垣内氏は、当社の特定関係事業者である株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者でありましたが、同行退職後10年以上経過しておりますので、その関係が同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	堂垣内氏は、経営に関して豊富な経験と営業面における幅広い知識を有しており、経営全般に対して有益な助言やコーポレート・ガバナンス強化が図れるものと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任し、独立役員に指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行なっております。また、会社の業務及び財産の状況の調査、その他の監査職務の執行にあたり、内部監査室と連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。

なお、内部監査室と会計監査人においては、それぞれの監査計画を共有するなど、適宜情報交換を行なうとともに、必要に応じて共同で監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
犬飼 由喜夫	他の会社の出身者													△			
榎田 泰彦	弁護士													△			
黒澤 誠一	公認会計士													△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
犬飼 由喜夫	○	犬飼氏は、当社取引先の株式会社シミズ・ビルライフケアの親会社である清水建設株式会社に勤務しておりましたが、平成23年6月に退職しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	犬飼氏は、上場企業における企画部門や工務部門の責任者を歴任した経験を通じて培った幅広い企業経営全般の見識を当社監査に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると思え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。
		榎田氏は、法律専門家であり、当社の取引先でありましたが、取引関係は解消	榎田氏は、弁護士として、法務に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。

榑田 泰彦	○	しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。
黒澤 誠一	○	黒澤氏は、当社取引先である新日本有限責任監査法人の代表社員を務めておりましたが、平成22年6月に退職しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	黒澤氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただくと考えております。当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
---	----

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役2名及び社外監査役3名全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施していませんが、取締役報酬につきましては株主総会にて決議された報酬限度額内において、諸規程に従い、業績の動向及び経営内容を勘案した上で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
--	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における取締役の報酬総額は次のとおりです。

支給人数 取締役 7名
支給額 235,960千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 第37期定時株主総会(平成22年6月25日開催)決議に基づく取締役の報酬限度額は年額300,000千円(ただし、使用人分給与は含まない)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決議された報酬限度額内において、諸規程に従い、業績の動向及び経営内容を勘案し、従業員給与とのバランスを考慮した上で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制につきましては、総務部が担当し、情報の伝達、資料の配布など、適時適切な対応を行っております。

また、社外監査役に対しては、総務部が監査役会事務局として監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は社内取締役6名、社外取締役2名によって構成され、社外取締役を招聘することで、経営の透明性・公正性を図り、ガバナンス体制

の更なる強化に努めております。監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。

また、社外取締役2名及び社外監査役3名は、いずれも独立役員であります。

取締役会は取締役8名と監査役3名にて毎月1回以上の頻度で開催し、業務執行に関する重要事項を報告及び決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役会は監査役3名にて毎月1回以上の頻度で開催し、法令、定款及び監査役会規程、監査役監査基準に基づき、監査方針、監査計画を策定して監査業務を行っております。

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任しており、適宜監査が実施されております。

その他、取締役報酬については、株主総会にて決議された報酬限度額内において、諸規程に従い、業績の動向及び経営内容を勘案し、従業員給与とのバランスを考慮した上で決定する方針としております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社においては、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、組織及び機関が定期的または臨時的に相互の管理監督を行ない、経営の監視機能が十分に機能できる最適のものであると判断していることから、現状の体制を採用しております。

2名の社外取締役による豊富な経験と幅広い知識に基づく有益な助言を通して、また3名の社外監査役による専門的知見を活かした厳格な監査を通して、コーポレート・ガバナンスや会社経営の監督機能強化に貢献しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第42期定時株主総会においては開催日の18日前(平成27年6月5日)に招集通知を発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第42期定時株主総会開催日 平成27年6月23日
その他	ホームページに、招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回以上、個人投資家説明会を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回以上、決算説明会を実施する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連情報、適時開示資料、及びその他企業情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当することとしております。	
その他	ホームページに、事業報告書を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、アサントコンプライアンスプログラムを策定しており、その中の「アサントの社員としての基本姿勢」において、ステークホルダーの尊重とその支持を得ることの大切さを定めており、また「開示規程」においても、投資者からの信頼を得ることの重要性を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営理念「人と技術を育て、人と家と森を守る」のもと、総合ハウスマンテナンスサービスによって、お客様に「安全」「幸せ」「豊かさ」「快適性」を約束できる会社を目指しています。これが当社の使命であり、事業を積極的に展開することで家を長持ちさせ、木の文化を守るといふ社会的責任を果たしてまいります。 また、家を長持ちさせることで、建替えによる木材の使用量を減少させ、森林の過度な伐採を抑制し、また廃棄物の発生を抑える効果も期待できることから、環境保護の重要な要素につながるものと認識しております。 今後もこのような当社事業活動を通じた社会貢献に努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	下記、その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項の(1)開示の方針に記載のとおりであります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法並びに関連法規に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、同システムの体制整備に必要とされる各条項、金融商品取引法が定める財務報告に係る内部統制の構築、反社会的勢力排除に向けた取り組みに関する大綱を「内部統制システムの構築に関する基本方針」に規定しております。本方針並びに社内規程に定める担当者の下で内部統制システムを整備、運用し、必要に応じ適宜更新を図ることにより、より適正且つ効率的な企業活動を推進し、もって社会的信頼性の向上に努めてまいります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、コンプライアンスの徹底を重要な経営方針のひとつに掲げております。
 - b. コンプライアンスの徹底にあたっては、コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス担当取締役及び副担当取締役を定め、担当取締役の指揮の下、総務部が全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査しております。
 - c. 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、総務部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとしております。
 - d. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告することとしております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る文書は、文書管理規程並びに関連規程等に則り、漏洩・滅失・紛失を防止し、且つ必要に応じ閲覧、謄写に供することが出来るよう適切に保存、管理しております。
 - b. 情報システムにつきましては、安全に利用及び活用をするため、適切な維持管理・運用を行っており、万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部が速やかにその内容・対処案を取締役会に報告する体制を構築しております。また、管理状況については内部監査室が監査を実施しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスクの管理にあたっては、リスク管理規程に則り、リスク管理担当取締役及び副担当取締役を定め、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全てのリスクの把握ならびに重要なリスクの未然防止に努めております。
 - b. リスク項目毎に管理担当部門を定め、当該部門は部門間連携のもとリスクの監視、対策の検討を行っております。担当取締役はそれらを指導・監督するとともに、重要なリスクの管理状況を取締役会に報告しております。
 - c. 経営企画室を中核としてリスク管理委員会事務局を設置し、リスク課題の抽出、把握や対応策の評価を行っております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 経営計画のマネジメントにあたっては、経営理念、経営方針に沿って策定される中期経営計画及び年度事業計画に基づき、各部門において部門目標並びに業務計画を策定しており、その達成に向けて努めております。
 - b. 取締役、監査役及び組織上の重要ポストに位置する管理職で構成する経営会議を月1回以上の頻度で開催し、経営計画並びに事業計画の進捗を確認するとともに、経営に係わる重要事項について情報共有を図っております。
 - c. 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。また、稟議制度により意思決定プロセスの簡素化を図り、意思決定の迅速化に努めております。
- (5) 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
総務部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。また、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するとともに、内部通報制度を適用しております。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が法令に定める権限を行使し効率的に監査が行なえるよう、総務部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる旨を規定しております。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒にあたっては監査役会の意見を尊重することとしております。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告することとし、報告をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとしております。
- (9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - a. 監査役は、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通に努めております。
 - b. 監査役は、経営会議ほか重要な会議に出席して適宜意見を述べるなどして、実効性の確保に努めております。
- (11) 財務報告に係る内部統制の整備状況
財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、全社的な管理・運用体制の構築を図っております。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況
 - a. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
 - b. 反社会的勢力との関係遮断及び反社会的勢力対応にあたっては、反社会的勢力対応マニュアルを定め、総務部を担当部門として全社組織的な対応を行っております。
 - c. 取引先の反社会性判断にあたっては、独自のチェックリストに基づき、取引担当者並びに担当部門長、総務部にて反社会性を精査しております。
 - d. 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、情報交換・相談を行なう体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム等に関する基本的な考え方及びその整備状況の(12)反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況のとおりであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1) 開示の方針

投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであるという認識のもと、関連法令及び上場する金融商品取引所の諸規則等を遵守し、ステークホルダー及び市場における投資者に対して行なう当社及び子会社の業務、運営または業績等の会社情報の開示について定め、当社及び子会社の情報を公平、均等、正確かつ迅速に開示することにより、会社の株価が市場において適正に形成されること、及びインサイダー取引の未然防止を図り、投資者からの信頼を得られるよう努めることとしております。

(2) 開示の体制

適時開示事項の開示は、適時開示規則ならびに関連法令に基づき情報取扱責任者が起案し、取締役会にて決定することとしております。但し、公表前に重要事実が外部に漏洩し、不当に利用され、特定有価証券等の不公正な売買取引が行われるおそれがある等、緊急の開示を要すると判断されるときは、社長がこれを決定することとしております。

法定開示書類は、関連法令に基づき担当部門が起案し、取締役会もしくは社長にて決定することとしております。

その他開示情報の開示は、情報取扱責任者が決定することとしております。

適時開示事項の開示の要否、時期及び内容の決定に際しては、適法性、適時開示規則への適合性及び正確性を確保するため、金融商品取引所及び必要に応じ監査法人、弁護士等の指導を受けることとしております。

(3) 開示の方法

適時開示事項の開示については、「適時開示情報閲覧システム(TDnet)」に登録し、さらに遅滞なくホームページにその内容を掲載することとしております。

法定開示書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」に登録し、さらに遅滞なくホームページにその内容を掲載することとしております。

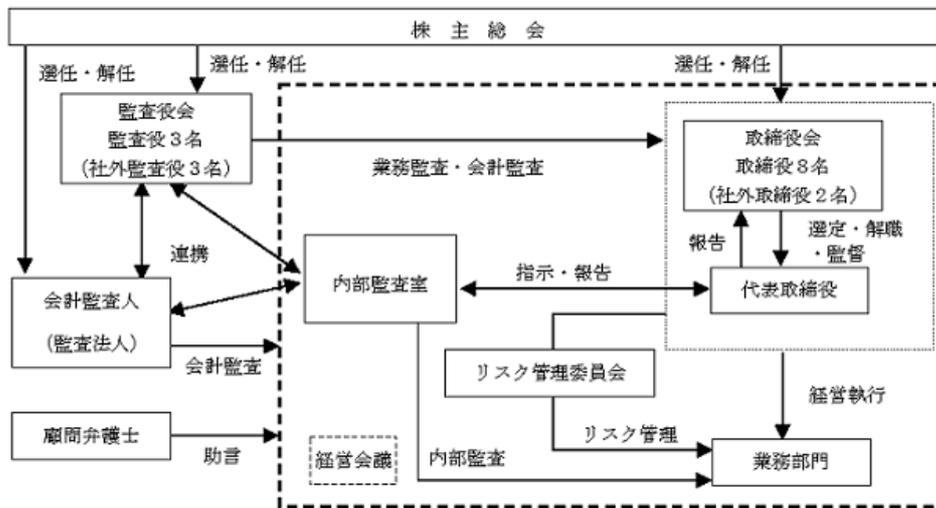
これらの手続きにおいては、登録等より先にホームページに掲載されないよう情報セキュリティ措置を講じなければならないとしております。

(4) 開示のモニタリング

内部監査室は、当該規程に基づく適時開示体制が有効かつ適法に実施されているか定期的に監査し、必要に応じ報告、改善提案を行なうこととしております。

【模式図(参考資料)】

更新



【適時開示体制の概要（模式図）】

